

# 三面ダム操作規則

## 第1章 総 則

### (通 則)

第1条 三面ダム（以下「ダム」という。）の操作については、この規則の定めるところによる。

### (ダムの用途)

第2条 ダムの用途は、洪水調節、かんがい用水の供給および発電をその用途とする。

## 第2章 貯水池の水位等

### (洪 水)

第3条 この規則において「洪水」とは、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒 300 立方メートル以上である場合における当該流水とする。

### (洪水期および非洪水期)

第4条 洪水期および非洪水期は次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期 6月15日から9月30日までの間
- 二 非洪水期 10月1日から翌年6月14日までの間

### (水 位)

第5条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

### (常時満水位)

第6条 貯水池の常時満水位は、標高 121.0 メートルとし、第 15 条の規定により洪水調節を行う場合および第 17 条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、非洪水時（流入量が毎秒 300 立方メートル未満であることをいう。）に水位をこれより上昇させてはならない。

### (サーチャージ水位)

第7条 洪水期の満水位は、標高 123.5 メートルとし、第 15 条の規定により洪水調節を行う場合および第 17 条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合は、水位をこれより上昇させてはならない。

### (洪水期制限水位)

第8条 洪水期における貯水池の最高水位（以下「制限水位」という。）は、第 15 条の規定による洪水調節および第 17 条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、6月15日から9月30日までの期間においては標高 117.0 メートルとし、水位をこれ以上上昇させてはならない。

### (最低水位)

第9条 貯水池の最低水位は、標高 98.0 メートルとする。

### 第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第10条 洪水調節および洪水に達しない流水の調節は第4条の洪水期間にあつては標高117.0メートルから標高123.5メートルまでの容量10,840,000立方メートル、非洪水期にあつては標高121.0メートルから標高123.5メートルまでの容量4,340,000立方メートルを利用して行うものとする。

(かんがい用水の供給のための利用)

第11条 かんがい用水の供給は、かんがい期間のうち、5月21日から6月14日までの間にあつては標高98.0メートルから標高121.0メートルまでの容量最大28,600,000立方メートル、6月15日から8月31日までの間にあつては、標高98.0メートルから標高117.0メートルまでの容量22,100,000立方メートルを利用して行うものとする。

(発電のための利用)

第12条 発電は、第4条の洪水期間にあつては、標高98.0メートルから標高117.0メートルまでの容量最大22,100,000立方メートル、非洪水期間においては標高98.0メートルから標高121.0メートルまでの容量最大28,600,000立方メートルを利用して行うものとする。

### 第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第13条 村土地域振興局長（以下「局長」という。）は、新潟地方気象台から流域に係わる降雨に関する注意報または警報が発せられ、洪水の発生が予想されるときは洪水警戒体制を執らなければならない。

2 局長は第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合、その他細則で定める場合には、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第14条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 新潟県土木部河川管理課、新潟県発電管理センター、新潟地方気象台その他の細則で定める関係機関との連絡並びに気象および水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 ゲートおよびバルブ（以下「ゲート等」という。）並びにゲート等の操作に必要な機械および器具の点検整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置。

(洪水調節等)

第15条 局長は、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。

- 一 洪水期においては流入量が毎秒480立方メートルに達した後は、流入量がいったん最大に達した後、放流量と等しくなるまでの間、クレストゲートの開度を $(2.70 - \text{発電使用水量} \times 0.25 / 54)$ メートルの一定開度に保つことにより、洪水調節を行わなければならない。
- 二 非洪水期においては流入量が毎秒565立方メートルに達した後は、流入量がいったん最

大に達した後、放流量と等しくなるまでの間、クレストゲートの開度を(2.15-発電使用水量×0.25/54)メートルの一定開度に保つことにより、洪水調節を行わなければならない。  
2 ただし、気象、水象そのほかの状況により特に必要があると認められるときは、この限りではない。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第 16 条 前条の規定により洪水調節または次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期間にあつては制限水位、非洪水期間にあつては常時満水位を超えているときは、速やかに水位を制限水位または常時満水位に低下させるため、洪水調節を行った後においては、前条に定める操作中における放流量のうち最大の放流量、洪水に達しない流水の調節を行った後にあつては、毎秒 300 立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。ただし気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合は、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調節)

第 17 条 局長は、気象、水象、その他の状況により必要と認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第 18 条 局長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

## 第 5 章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第 19 条 ダムによって貯留された流水は、この規定に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合に放流することができる。

- 一 非洪水期から洪水期に移行するに際し、水位を制限水位に低下させるとき。
- 二 第 27 条第 1 項の規定により、ダム本体等の点検または整備を行う為必要があるとき。
- 三 前 2 号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒 300 立方メートルとする。

(放流の原則)

第 20 条 局長は、ダムから放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動が生じないように努めるものとする。

(放流量)

第 21 条 ダムから放流を行う場合の放流量は、この規則に特別の定めがある場合にあつては当該規定に定める量、その他の場合にあつては流入量に相当する量からそれぞれ三面発電所（以下、「発電所」という。）の使用水量を控除した量を超えてはならない。

(かんがい用水の供給のための放流)

第 22 条 局長は、かんがい期間において必要と認めるかんがい用水を貯水池から放流しなければならない。

- 2 前項に規定するかんがい用水の放流は発電所を通じて行うものとする。ただし発電所が故障または、やむを得ない理由により取水を停止若しくは制限する場合、または発電所の使用水量がかんがい用水の補給に要する流量に満たない場合において、貯水池が標高 112.5メートル以上の時は必要な流量をゲートの操作により貯水池から放流するものとする。

(放流量等の決定)

第 23 条 局長は、ダムから放流を行うとする場合には、発電所の使用水量を確認して放流の時期および放流量を決定しなければならない。

- 2 局長は、前項の決定をしようとする場合においては、当該ダムの放流が第 19 条第 1 項、第 22 条の規定による放流であるときは、あらかじめ、新潟県発電管理センターに連絡するものとする。

(放流に関する通知等)

第 24 条 局長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲートの操作)

第 25 条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則に定める。

(取水口ゲート)

第 26 条 ダムから放流を行う場合の取水口ゲートの操作については、細則に定める。

## 第 6 章 点検・整備等

(計測、点検および整備)

第 27 条 局長は、細則で定めるところにより、ダム本体、貯水池およびダムに係わる設備等を常に良好な状態に保つために必要な計測、点検および整備を行わなければならない。

- 2 前項の計測、点検および整備においてゲート等から放流を行う必要がある場合は、流入量から発電所の使用水量を控除した値が毎秒 5.79 立方メートル以下のときに行うことを原則とする。ただし、特に必要と認められる場合においては、これによらないことができる。

(観 測)

第 28 条 局長は、細則で定めるところにより、ダムを操作するため必要な気象および水象の観測を行わなければならない。

(記 録)

第 29 条 局長は、ゲート等を操作し、第 27 条の規定による計測、点検および整備を行い、または前条の規定による観測を行ったときは、細則に定める事項を記録しておかなければ

ならない。

## 第7章 雑 則

(雑 則)

第30条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続その他の細則は、別途定める。

附 則

この規則は、平成29年9月8日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から適用する。